

「労働時間相談ダイヤル」に寄せられた相談事例

（長時間労働について）

- ・ 金融・広告業で勤務する労働者からの相談。毎日22時、23時まで働いており、1か月の残業時間は100時間を超えている。過労で倒れて点滴を受けたこともある。健康診断も忙しくて受診できなかった。

（賃金不払残業について）

- ・ 事務職として勤務。残業時間は自己申告制でタイムカードはない。実際には月60時間くらい残業をしているが、上司から過少申告を指示されており、4、5時間程度しか申告できない。

（長時間労働、賃金不払残業について）

- ・ 労働者の家族からの相談。息子が飲食店で働いている。所定労働時間は10時から23時までとなっているが、実際には9時までに出勤しないと遅刻とされ、また、休憩時間も昼に15分程度の食事をする時間のみである。休日も月4日程度しかなく、残業手当、休日手当は支払われていない。息子は精神不安定になっているようで、心配である。
- ・ 労働者の家族からの相談。息子が工場で機械操作の仕事をしているが、労働時間が毎日3時から19時までで、休憩もほとんどなく、今月は休日も1日しか取れていない。残業手当と深夜手当はまったく支払われていない。以前過労で倒れたことや、疲れて機械に巻き込まれて入院したこともあるので、息子の身体がとにかく心配である。

（管理監督者について）

- ・ サービス業の会社で支店長として勤務。支店長といっても、人事労務管理に関するものを含め権限らしいものはほとんどなかった。人員が不足していたため、毎月100時間以上の残業を余儀なくさせられていたが、会社では管理監督者として扱われ、残業手当は一切支払われなかった。